

満了後手続きがされない場合、
貸し手へ農地が戻ります。

農地貸し借りのしおり

もうすぐ農地の貸し借り期間が満了です
お手続きをお願いします。

令和7年度から農地貸し借りの しくみが変わりました。

令和6年度まで

市町村計画（※1）による
相対の農地の貸借



貸し手



受け手

- ☆物納OK
- ☆期間は相談の上決定
- ☆手数料なし



〔 令和7年4月以降
又は
地域計画が策定された地域 〕

目標地図（※2）の実現に向けた
農地バンクによる農地の貸借



貸し手



農地バンク



受け手

賃料

賃料

- ☆物納の取扱いなし
- ☆期間は10年
- ☆手数料必要
賃料の0.5% + 消費税

農地利用集積等促進計画



*** 農地法第3条の規定による貸し借り ***

物納を希望の方は農地法第3条による貸し借りのお手続きをいただくことになります。
法務局の全部事項証明を添付していただきます。（全部事項証明書は交付手数料がかかります）
手続の詳細は下記へお問合せください。

◆◇◆お問合せ窓口はこちら◆◇◆

阿賀野市山崎77番地 笹神支所内

阿賀野市農業委員会 改善支援係

T E L 0250-62-2420

権利設定満了となる受け手の意向

項目を選んで矢印に沿って進む

更新する

更新しない
(規模縮小・離農)

更新するか
迷っている

受け手

受け手は貸し手へ意向をお伝えください。

貸し手

貸し手は受け手の意向を確認してください。

申出書提出

申出書に貸し手・受け手の必要事項を記載して
相談会場へ提出願います。

※相談会・担い手会経由の案件
は別途手続きをご説明します。

相談会場へおいでください。

- 貸し手・受け手一緒、またはどちらかの相談も可能です。
- 相談日に来れない方は窓口へご相談ください。
- 相談をお受けし、相談会や担い手会で受け手を調整します。

相談会日程
次頁参照

相談会・担い手会で
調整・決定

相談会・担い手会のしくみについて
は4頁をご覧ください。

貸し手・受け手
それぞれへ
手続きの案内状を送付

窓口で押印等の手続き
(農地利用集積等促進計画関係書)
貸し手・受け手それぞれ
のお手続きとなります。

事務手続

貸借開始

農地農業相談会
持ち物

申出書 ※同封しています。

農地中間管理機構を通した農地の貸し借りに関する申出書です。

記載例を参照し、相談会場へご提出ください。※貸し手・受け手、どちらかの方が提出されても構いません。

認印

住民票等 (市外の貸し手)

免許証、
マイナンバーカード等のコピー可

同意書 未相続・共有名義の農地の場合

経営状況証明書 (市外の受け手)

農地農業相談会 日程

※地区は主な所有地、耕作地で選択してください。都合が合わない場合は別の地区日を選択可能です。フリーの日は地区を問いません。

会場：笹神支所ラウンジ

※正面玄関脇

受付時間

午前 9時～11時00分

午後 1時～4時30分

夜間 5時～7時30分

月	日	曜日	午前	午後	夜間
10月	2日	木	安田	安田	—
	3日	金	安田	安田	—
	4日	土	フリー	フリー	—
	5日	日	—	—	—
	6日	月	安田	京ヶ瀬	—
	7日	火	京ヶ瀬	京ヶ瀬	フリー
	8日	水	京ヶ瀬	水原	—
	9日	木	水原	水原	フリー
	10日	金	水原	水原	—
	11日	土	—	—	—
	12日	日	—	—	—
	13日	祝・月	—	—	—
	14日	火	笹神	笹神	—
	15日	水	笹神	笹神	フリー

※予約不要です※

農業委員、推進委員が中心になり手続きをサポートします。

12月末で貸し借りが満了の方へご案内しています。

それ以外の方でご相談がある場合もご利用ください。

ご都合がつかない方は農業委員会事務局へお越しください。

次の相談会は
11月、12月です。

日程は事務局へお問合せください。

◆◇◆お問合せ窓口はこちら◆◇◆

阿賀野市山崎77番地 笹神支所内

阿賀野市農業委員会 改善支援係

T E L 0250-62-2420

農地農業相談会って何？

貸し手・受け手の寄り合いです。農業委員・推進委員が手続きや相談をサポートします。

権利設定の満了を迎える方は、貸し手・受け手で相談の上、お揃いで又はどちらかの方が意向申し出においでください。

相談会で受け手が決まらない農地は「担い手会」で受け手の調整をします。

担い手会って何？

「担い手会」のメンバーは規模拡大意向農家で、土地改良エリアなどのブロック毎、又は旧小学校区域で組織します。

耕作希望エリアを決めるなど、作業効率を上げるために耕作地の集約を加速していきます。

耕作地が遠くて不便に思うことはありませんか。
区域会や担い手会場で相談してみませんか。

Brush up

※Brush upとは
磨く、更新するという意味があります。
地域計画・目標地図を
磨き上げていきましょう。



◆◆◆お問合せ窓口はこちら◆◆◆

阿賀野市山崎77番地 笹神支所内

阿賀野市農業委員会 改善支援係

T E L 0250-62-2420